

よくある質問と回答（指定校変更について） ※区内にお住まいの方

	質問	回答
Q1	指定された通学区域の学校より隣の学校が近くて、通学路も歩きやすい道なので、指定校変更許可基準の区分「通学の安全・安心への配慮」として指定校変更申請はできますか？	指定校変更許可基準の区分「通学の安全・安心への配慮」とは、 <u>個別に懸念される理由が児童・生徒本人にあると教育委員会で認めた場合</u> に限られます。単に「通学距離が短いから」「交通量が多く危険だから」「道が暗いから」という理由では指定校変更の申請はできません。
Q2	区内で引っ越しの予定がありますが、今まで通っていた学校へそのまま通うことができますか？	区内で引越し後、くみん窓口や出張所で住民登録の届出（転居届）をした時に、その窓口で今まで通っていた学校へ通いたいと申し出てください。学期末まで（小6、中3年生は卒業まで）通学できる許可書が発行されます。（例えば6月30日に転居届を出した場合の許可期間は6月30日～8月31日となります。）その許可期間以降も継続して通学したいときは、 <u>この通知書を持参し、学務課就学係の窓口で申請</u> してください。なお、引っ越ししたことは在籍校にもお伝えください。 <u>※引っ越し前に申請することはできません。</u> <u>※通学手段は原則として、徒歩です。</u>
Q3	現在、家を建設中（または購入、賃貸契約済等）ですが、引越しが年度の途中になります。年度のはじめから、その学区の学校へ通えますか？	おおむね1年以内の引越し(住民登録の転居届出)が確実であることを建物の工事（または購入、賃貸借等）契約書等で確認できる場合、指定校変更の申請ができます。その場合は、建物の住所・引渡日・契約者の氏名等が確認できる契約書などを添付し申請してください。ただし、許可期間はおおむね引越しが完了するまでの期間となり、引越し後は速やかにくみん窓口や出張所で住民登録の届出をおこなってください <u>※土地の購入だけでは、申請はできません。</u>

よくある質問と回答（指定校変更について） ※区内にお住まいの方

<p>Q4</p>	<p>保護者が就労していて、帰宅が遅いため、隣の学区域にいる親戚宅に放課後預かってもらいます。指定校変更の申請はできますか？</p> <p><u>※小学生対象</u></p>	<p>保護者の帰宅時間が恒常的に新BOP学童クラブ終了時間の18時15分以降になり、平日週3回以上親戚宅や友人宅で預かってもらう場合はその預かり先の学区域の学校へ指定校変更の申請ができます。</p> <p>ただし、原則として、指定校の隣接学区に住んでおり、徒歩で学校まで通学できる場合に限りです。</p> <p>保護者は、「就労証明書(新BOP学童クラブ申請時の添付書類のコピーで可)」、「放課後の預かり申立書」を添付し申請してください。「就労証明書」は保護者(父・母)それぞれの書類をご提出いただく必要があります。</p> <p><u>㊦小学生が対象です。指定校変更の制限がある学校への申請はできません。</u></p> <p><u>※預かり先は緊急連絡先として学校へ情報提供します。</u></p> <p>※放課後の預かり申立書の様式は区ホームページに掲載しています。</p>
<p>Q5</p>	<p>今通学している小学校は、住所によって指定される中学校が分かれます。来年中学校に進学しますが、今の小学校の親しい同級生が指定されている中学校へ一緒にいきたいのですが、指定校変更の申請はできますか？</p>	<p>中学校へ進学する際は、「世田谷9年教育」の趣旨から、同じ小学校を卒業する友人との関係を継続したいという理由で、卒業する小学校の学び舎(学舎)の中学校への指定校変更を申請することができます。</p> <p><u>㊦指定校変更の制限がある学校(砧中学校、烏山中学校)への申請はできません。</u></p> <p><u>㊦この申請は、指定校から隣接する中学校を希望する場合に限りです。</u></p>
<p>Q6</p>	<p>幼稚園の仲のいい友達と一緒に小学校へ行きたいのですが、指定校変更の申請ができますか？</p>	<p>小学校入学に際し、単に「仲のいい友人が行く」との理由では申請できません。指定校変更許可基準の区分「友人関係」とは、例えば児童が極端な人見知りや、特定の友人がいないと小学校に通えないなど<u>特に配慮を要する場合</u>、申請することができます。この場合は、現在通園している幼稚園、保育園へ児童の状況等を確認したうえで、審査を行います。</p> <p><u>㊦指定校変更の制限がある学校への申請はできません。</u></p>

よくある質問と回答（指定校変更について） ※区内にお住まいの方

<p>Q7</p>	<p>中学校に入学後やりたい部活動がありますが、指定校にはその部活動がありません。指定校変更の申請ができますか？</p> <p><u>※中学生対象</u></p>	<p>指定校に希望部活動がない場合で、その希望部活動のある自宅から最も近い学校を希望校として、指定校変更の申請ができます。申請には「<u>部活動入部希望書</u>」を添付する必要があります。</p> <p>㊦中学生が対象です。指定校変更の制限がある学校（砦中学校、烏山中学校）と、桜丘中学校への申請はできません。</p> <p>㊦「部活動の強弱」、「特定の指導者に教わりたい」などの理由により、自由に学校を選択できるものではありません。</p> <p>※「部活動入部希望書」の様式は区ホームページに掲載しています。この書類は、児童・生徒の方に記入していただく部分があります。</p>
<p>Q8</p>	<p>「放課後の預かり先に伴う配慮」や「部活動」を理由とした申請の際、添付書類の内容に問題がなければ許可されますか？</p>	<p>指定校変更による児童・生徒の増加により、学校施設や部活動に支障をきたしている場合、またはそうした状況が見込まれる場合は、事由を確認できたとしても、受け入れできないこともありますので、ご承知おきください。</p>

◎指定校変更の制限のある学校については、区のホームページに掲載しています。

◎指定校変更の申請を受付後、許可基準に該当するか等、内容を審査し、決定します。

◎通学手段は原則として、徒歩です。